

平素より弊社サービスをご利用いただき誠にありがとうございます。

令和7年4月の法改正に伴い、原則として4月以降に着工したすべての建築物^(※1)について省エネ基準への適合が義務付けとなり、完了検査の際に省エネ基準適合についても検査が必要となりました。^(※2)完了検査を受ける際の必要書類は注意点をまとめました。改めましてご確認をお願いいたします。

※1 10㎡以下の新築・増改築や居室を有しない建築物等は適用除外

※2 新3号建築物を除く

完了検査申請時に提出頂く書類 (①省エネ適合性判定等を受けた建築物の場合)

- 委任状
- 完了検査申請書
- 省エネ基準工事監理報告書
- 省エネ適合性判定等に要した図書等(省エネ適合性判定等をサッコウケン以外で受けた場合)(表1参照)
- 省エネ以外の軽微な変更がある場合→軽微な変更説明書
- 省エネの軽微な変更がある場合→変更内容に応じた省エネ計画に関する軽微な変更に関する書類(表2参照)

表1: 省エネ適合性判定等をサッコウケン以外で受けた場合に提出が必要となる図書等

| 申請種別 | 必要書類 |
|----------------------|---|
| 省エネ適合性判定通知書による場合 | 設計内容説明書、計算書及び図面等、機器表等 |
| 設計住宅性能評価書による場合 | 設計住宅性能評価申請書、設計内容説明書、計算書及び図面等(省エネ基準に係る図書のみ) |
| 長期優良住宅認定通知書による場合 | 長期優良住宅認定申請書、設計内容説明書、計算書及び図面等(省エネ基準に係る図書のみ) |
| 長期使用構造等である旨の確認書による場合 | 長期使用構造である旨の確認申請書、設計内容説明書、計算書及び図面等(省エネ基準に係る図書のみ) |

表2: 省エネ計画に関する軽微な変更のルートと手続き

| ルート | 変更の内容 | 必要な書類 |
|------|--|---|
| ルートA | 省エネ性能が向上する変更または省エネ性能に影響しないことが明らかな変更 <small>(完了検査手数料にサッコウケンの省エネ適合性判定手数料の10%が加算されます。)</small> | <ul style="list-style-type: none"> ●建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書 ●添付図書 (※1) |
| ルートB | 一定範囲内の省エネ性能が低下する変更 <small>(完了検査手数料にサッコウケンの省エネ適合性判定手数料の30%が加算されます。)</small> | |
| ルートC | 再計算によって省エネ基準に適合することが明らかな変更 <small>(「軽微変更該当証明書」が必要となります。省エネ適合性判定手数料の半額が掛かります。)</small> | <ul style="list-style-type: none"> ●建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書 ●添付図書 (※1) ●「軽微変更該当証明書」または「設計住宅性能評価書(変更)」 (登録省エネ判定機関より交付を受けてください。) |

※1 入力確認シート、変更後の計算結果(再算したもの)、変更に係る図面

窓や玄関ドアのサイズを変更した

エアコンや設備機器を追加・変更した

断熱材の様や範囲を変更した

床暖房の範囲を変更した

省エネ計画に変更が生じた場合は早めにご相談下さい。
ルートCの軽微変更該当証明申請は完了検査予定日の約1か月前までに
ご提出をお願いします。



完了検査申請時に提出頂く書類 (②省エネ仕様基準で確認を受けた建築物の場合)

- 委任状
- 完了検査申請書
- 省エネ基準工事監理報告書(仕様基準用)
- 省エネ以外の軽微な変更がある場合→軽微な変更説明書
- 省エネの軽微な変更がある場合→建築物省エネルギー消費性能基準への適合に係る軽微な変更説明書(住宅・仕様基準用)

注意①：機器の仕様や消費電力等が設計図書の内容と異なる場合、軽微な変更または省エネ適合性判定の**手続きが必要**となり、検査済証の交付までに時間を要しますので、事前の確認をお願いします。

注意②：【省エネ仕様基準に該当しない設備機器等に変更した場合】
変更によって省エネ仕様基準に当てはまらなくなる場合は、省エネ適合性判定の**手続きが必要**となります。その場合、省エネ適合性判定通知書の発行後でなければ、完了検査を受けることができません。

完了検査の際に現地で確認させていただくこと

- 省エネ適判を受けた建築物については、完了検査の際に省エネ適判の図書どおりに工事が行われたかどうかを確認するため、ボイラーやエアコンに付いている品番シールを確認させていただきます。
また、必要に応じて工事監理者が確認した書類(納品書など性能が確認できる書類)を確認させていただく場合があります。

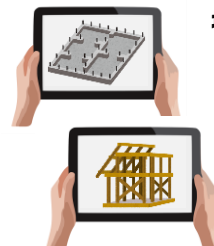


品番を確認。



品番が確認できない場合、納品書などで確認。

- 完了検査の際に現地にて基礎配筋や軸組、金物等の構造部分に係る工事写真を確認させていただく場合があります。
また、支持地盤の状況確認として、地盤改良報告書や杭施工報告書を確認させていただく場合があります。



場合により、工事写真を確認。



杭や地盤改良の報告書を確認。

関連情報リンク

- 「省エネ基準適合義務対象建築物に係る完了検査の手引き」
(国土交通省ホームページ) <https://www.mlit.go.jp/common/001500267.pdf>
- 「改正建築基準法 2階建て住宅の木造一戸建て住宅(軸組構法)等の確認申請・審査マニュアル」
(国土交通省ホームページ) <https://www.mlit.go.jp/common/001845811.pdf>
- 「建築物省エネ法に基づく省エネ基準適合義務制度等に係る手続きマニュアル」
(国土交通省ホームページ) <https://www.mlit.go.jp/common/001768045.pdf>
- 「建築物エネルギー消費性能基準に係る完了検査チェックシート」
(国土交通省ホームページ) <https://www.mlit.go.jp/common/001885032.docx>
- 「建築物省エネ法に関する資料ライブラリー」
(国土交通省ホームページ) <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html>

※「省エネ基準工事監理報告書」「建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書」「軽微変更該当証明申請書」などの申請書式は、サッコウケンのホームページよりダウンロードできます。



電話番号 (代表) 011-887-6585

自動音声ガイダンスにより、直接担当部署へお繋ぎいたします。

- 確認申請、完了検査、軽微な変更の手続きについては

→ 確認検査部 (自動音声ガイダンス 1番)

- 電子申請(NICE)に関するお問合せは

→ 企画室 (自動音声ガイダンス 4番)

【札幌本社】
札幌市中央区南1条東2丁目6
大通バスセンタービル2号館9階